

占領期日本におけるイギリスの広報政策

——外務省情報政策局の活動（1947年）——

奥田泰広

序章

戦後日本の民主主義を考える際、アメリカが及ぼした影響を検討することは不可欠な作業であり続けている。それはまず日米関係が日本の安全保障の中核にあり続けているという現実があり、またアメリカの占領政策が日本のいわゆる「戦後民主主義」の起点となっているからでもある。その結果として、日本占領期におこなわれたアメリカの広報政策については、それに対する評価はさまざまでありつつも、かなり盛んに研究されてきた。それはもちろん、世界中で展開されたアメリカの広報政策について、これまでに活発な研究がなされてきたことも関係している。

にもかかわらず、同時期にイギリスが日本で展開した広報政策については全く明らかにされていないのが現状である。このことは、イギリスが連合国の一員として日本の占領にかかわった一員であることを考えると、きわめて不思議な状況と言わざるを得ない¹⁾。何よりイギリスは、日本が初めて同盟関係を築いた国であり、その後も日英関係史という学問分野は確立されたものであり続けている。さらに言えば、アメリカよりもむしろイギリスにおいて広報政策が発達したこともよく知られている。そうした状況の中で、なぜこれほど重要なテーマが等閑視されてきたのであろうか。

その一因として、アメリカによる日本占領が排他的であったことを挙げることができる。日本には米軍だけでなく英連邦軍も進駐したが、ダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）が軍政部門を独占し、イギリスに付け入る隙を与えなかった。このことは占領期日本に関する研究の初期によく知られてい

たため、イギリスの広報政策を検討しようという問題意識を生じさせなかったものと考えられる。もう一つの要因として、イギリスの広報政策に関する史資料の公開が遅れたことも挙げられる。イギリスの第二次世界大戦後のいわゆるプロパガンダ機関である情報調査局 (Information Research Department : IRD) に関する史資料は、1990年代になってようやく公開された。しかも IRD の設立は1948年であり、日本占領期に活動できたと想定しにくかった。

ところが、アジアにおける IRD の研究がほぼ筆者一人で続けられるなかで、日本におけるイギリスの広報政策も検討可能であることが分かってきた²⁾。日本で IRD の活動が始まるのは確かに1948年であったが、実は1947年にイギリス外務省に設立された情報政策局 (Information Policy Department : IPD) が日本での活動を開始していたのである。さらには言えば、IPD が1947年に日本で活動を開始する前の1946年から、連合国最高司令官総司令部英国連絡事務所 (United Kingdom Liaison Mission : UKLIM) を通して広報政策を展開していた。本稿は、こうした経緯を明らかにする試みとして、1947年に日本において IPD が活動した事例を中心に検討を進めるものである。なお、1946年と1948年におけるイギリスの日本での広報政策については、それぞれ別稿を準備中である。

本稿は、以下のように検討を進める。まず、日本占領期のアメリカの広報政策について概観する。この作業は、イギリスの広報政策を制約する要因となったため、簡単に触れておく必要がある。また、イギリスの広報政策の特質を検討する上でも、アメリカの事例と比較することが有益である。その上で、本稿が対象とするイギリスの部局である IPD の設立経緯を検討する。実のところ、1948年に設立された IRD についてはその設立経緯について多くの研究蓄積があるものの、1947年に設立された IPD の設立経緯についてはほとんど着目されてこなかった。そして第三章において、その IPD が日本でどのような活動を展開したのか検討する。

第一章 日本占領期のアメリカの広報政策

アメリカによるメディア検閲の解明は1989年刊行の江藤淳『閉された言語

空間『占領軍の検閲と戦後日本』によって先鞭がつけられたが、その後の研究により、さらに詳細な実施過程が明らかになっている³⁾。ニューディール以来のリベラル派の理想と大戦中の戦時情報局（Office of War Information：OWI）の経験を源流として、日本に対する「再教育・再方向づけ政策」が戦時中に検討され、それが占領期の「情報・教育政策」（Information and Education Policy）へと引き継がれた⁴⁾。この政策の中心的な政策文書である国務陸軍海軍調整委員会（SWNCC）第162/D号文書（SWNCC-162/D）は1945年7月19日に提案され、1946年1月8日付けでマッカーサーに送付された⁵⁾。

ただし、本国の意図を踏まえた「情報・教育政策」が形成される以前に、実際に占領当初の行政を担った部局もまた情報政策を展開していた。それは戦時中にマッカーサー率いる南西太平洋陸軍で対日心理作戦部長を務めたボナー・フェラーズ（Bonner Fellers）が指揮したもので、占領政策の実施にあたって、マッカーサーの上陸に先立つ8月27日、米太平洋陸軍情報頒布局として再編されていた⁶⁾。この情報頒布局は、日本人に対して「戦争の有罪性」を認識させる方針を打ち立てていた。実際には、その方針が実行される前に民間情報教育局（Civil Information and Education Section：CIE）が10月2日に設立され、情報頒布局は政策実施までには至らなかった。

終戦直後に同盟通信社は活動を継続していたが、1945年8月30日にマッカーサーが日本に上陸し、連合軍総司令部（GHQ/SCAP：以下、GHQ）の占領政策方針が確立されるにつれて、そうした自由な報道は封止され、徹底的な検閲制度が開始されることになった。GHQの検閲・情報活動は参謀第2部（G-2）の総指揮官であるC・A・ウィロビー（C. A. Willoughby）が中心的な役割を果たした。G-2の管轄下に民事を扱う民間情報局（CIS）と刑事を扱う対敵情報部（CIC）があり、CISの下に非公然の行政機関として民間検閲局（Civil Censorship Department：CCD）が置かれた⁷⁾。このCCDは1945年9月1日から日本で活動を開始し、9月11日にはメディア検閲組織としてプレス・映画・放送部門（Press Pictorial Broadcasting Division：PPB）を設置した。

この間、9月10日には同盟の海外向け短波放送に中止命令が出され、9月14日には同盟通信者が全面活動中止の処分とされた。9月19日以降、日本の

報道が守るべき基準が提示され、新聞社、通信社、新聞社向けのプレス・コード、ラジオ向けのラジオ・コード、映画、演劇向けのピクトリアル・コードが出された。このあと PPB の活動が急速に展開し、1945年10月8日から東京の五大紙を対象とした事前検閲 (pre-censorship) が始められた⁸⁾。事前検閲では、検閲の存在を示唆するような出版が厳禁とされたため、戦前の日本で行われたような黒塗りや伏字の使用、空白の残置などのやり方は採用できず、完全な修正を施さなければならなかった⁹⁾。そうした作業がもたらすニュース価値の低下はメディアにとっては致命的な意味を持つため、やがて各紙は自主規制や社内検閲を実施するようになった。

PPB は放送検閲について次のような活動を行なった。日本で戦時中に活動したラジオ・トウキョウについて、GHQ は占領開始後すぐに、それを単独で存続させるか、民放を新設して代替するか、あるいは両者を並存させるかについて検討した。その結果、現在における日本の経済状況から民放の新設は断念し、当面はラジオ・トウキョウの改組という形で対応することになった。こうして1946年3月4日に日本放送協会 (NHK) が誕生し、GHQ がそれを操る形で放送検閲が実施された。NHK は放送会館の5階に押し込められ、6階はCCDが、4階はCIEが所在することになった。こうしてNHKは、上下両階から二重の監督を受けることになり、まさしく「箸の上げ下ろしまで指導検閲」されることとなった。

占領期におけるアメリカ映画の普及については近年、多くの研究がなされている。それは日本映画の再編と同時にアメリカ映画の大量輸入を実施するものであり、日本に「民主主義」を育成しようという意図でなされたものであった。まず、1945年9月22日に懇談会が開かれ、日本の映画界の代表がそこに集められた。そこでは、日本の軍国主義を廃止して自由主義的傾向を助長し、日本が平和な国家を建設するよう促す内容を映画に反映させる方針が提示された¹⁰⁾。そして、同年中には「国家主義的、軍事主義的、封建主義的な考え方を広めるために利用された」と思われる映画の上映が禁じられた。これに抵触した作品は没収されたうえ、多くが多摩川の岸辺で焼却された。CIE と CCD もこの分野に関与している。CIE は映画会社に対して毎週「進歩」の具合を報告

させ、また毎週作り手と直接面会して内容の確認を行った。CCD は映画製作者・所有者に対し、1946年1月28日以降、保管している映画のリストを作成して提出するよう命じた。その上で、CCD から ID 番号を得た映画のみが上映を許されたのである。

同時に展開されたアメリカ映画の普及作業は、まず1945年10月、戦前に日本映画貿易社が入手していた外国映画を上映する形で始められた。その後、その二年前から OWI で計画されていた筋書きに従い、日本におけるハリウッドの配給会社である「Central Film Exchange」が11月に設立され、翌1946年2月20日には正式な運営許可を受けたセントラル社 (Central Motion Picture Exchange) となった。その後、セントラル社は二週間おきに新作を公開し、アメリカ映画は大盛況となった。1946年12月5日に作成された「回状12条」(正式名称は「外国の雑誌、本、映画、ニュース、報道写真等の輸入許可および日本におけるその拡散」) が戦前の輸入本数を上限としたために、戦前に最も輸入本数の多かったアメリカ映画の優越が戦後も継続する措置となった¹¹⁾。

1946年になると「人間宣言」や「公職追放」が実施され、超国家主義の排除が推進された¹²⁾。その結果 CIE は宥和路線へと方針転換している。1945年12月9日に開始されたラジオ番組「真相はこうだ」は、「軍国主義者の戦争責任とその有罪性を日本人に理解させること」を目的としていたが、その効果が一定程度及ぼされたと判断されると、1946年2月17日から質問への回答を中心とした「真相箱」が開始された¹³⁾。また、東京裁判が開始されるとその報道とも関係性を持たせる方針がとられたが、その効果がやはり見え始めると、「ウォー・ギルト・プログラム」は下火になっていった。

セントラル社には1947年中に大きな変化が見られた。当初は CIE の一部であったが、ハリウッド側が1947年3月に独立の意志を申し立てたため、5月にセントラル社は商業用のライセンスを取得し、外国の一企業として日本で活動することになった¹⁴⁾。とはいえ、代表となったチャールズ・メイヤー (Charles Maier) は GHQ/SCAP との協力関係を重視し、本国のアメリカ映画輸出協会との関係維持に努めた。このようにアメリカは、検閲制度と広報政策を組み合わせて、日本における民主主義に大きな影響を与えようとしたのであった。

第二章 情報政策局の設立

日本ではアメリカの広報政策が展開される直後からイギリスの広報政策も始まっていたが、それは UKLIM の広報担当部門の主導によるものであった。それ以降、イギリス本国で確立された広報政策が世界的に展開されることになり、日本における外交当局の方針もそれに統合されていく。これまでの先行研究で、1948年のIRDの成立によって共産主義を対象としたイギリスの広報政策が発達していく過程が明らかにされてきた。しかし、日本におけるイギリスの広報政策を考える際、IRDの一年前に登場したIPDの存在を無視することはできない¹⁵⁾。これまであまり着目されてこなかったIPDの特質をここでは明らかにしていきたい。

IPDの先行機関は、すでに第二次世界大戦中にプロパガンダ機関として活動していた情報省（Ministry of Information：MOI）であった。終戦に当たってMOIはその機能を外務省に移行する予定となっており、その際に作成されたメモによれば、MOIの人員は国内700人と国外2000人で、年間300万ポンドの予算で運営されていた¹⁶⁾。そして、様々なプロパガンダ資料を作成するとともに、英国放送協会（British Broadcasting Corporation：BBC）や映画会社、ニュースメディアとの協力関係を形成していた。これらの機能を外務省の製作部門と合同させ、より効率的に、そしてより安上がりに、政策執行と広報活動を連携させようとしたのである。そしてこの段階で、新しい部署の名前に「情報（Information）」を含めることが決定されていた。

ところが、1946年3月31日にMOIが廃止された際、新たな組織をどうするのかについて議論の決着はついておらず、「情報」を担当する部局が各省庁にバラバラに設置されることになってしまった¹⁷⁾。国内での政府広報事業については比較的無難な改組が行われ、同年4月1日に中央情報室（Central Office of Information：COI）が設置された¹⁸⁾。COIは当初1500人のスタッフで業務を開始し、その活動について国内でのプロパガンダを実行するものとみなす反発もあったが、時間とともに国内広報業務に対する国民の理解が進み、2011年まで存在し続けることになる¹⁹⁾。その一方で、MOIの本来の業務であった国外での情報業務については十分な整理がなされたとは言いがたい状況であった。

戦時中に MOI を始めとしたプロパガンダ機関に勤務したサー・ロバート・マレット (Sir Robert Marett) によれば、それはあたかも「ジグソーパズル」のようなもので、以下の組織が乱立することになった²⁰⁾。すなわち、在外公館の情報担当者を統括する外務省情報課、英連邦諸国に設置される高等弁務官府の情報担当を統括する連邦省情報課、植民地政府の情報担当を統括する植民地省情報課、対外政策関係省庁が利用するフィルムや書籍、パンフレットの作成を統括する COI、ブリティッシュ・カウンシル、BBC 対外部門、商務省の情報担当課、であった。これらは「海外情報課 (Overseas Information Services)」と総称されたが、全体を指揮する省庁は設立されなかった。

MOI の突然の廃止を受けて、各省庁ではその業務を吸収するのに苦労したが、外務省において情報業務の吸収に重要な役割を果たしたのが、イギリス外務次官補のイヴォン・カークパトリック (Ivone Kirkpatrick) であった。カークパトリックは第二次世界大戦中に E・H・カーを (E. H. Carr) 継いで情報省の外務省代表者となっており、戦時におけるプロパガンダを経験していた。このカークパトリックが新たな部門の概要を検討する中で、新たな部門を「情報政策局 (Information Policy Department : IPD)」とすることが1946年5月に決定したのである²¹⁾。IPD をどのように利用するかについてはその後、外務省において検討されることになった。その際に意識されたのは、一年後の IRD 設立の時と同じように、共産主義によるプロパガンダであった。

イギリス外務省内の官僚レベルでは1945年以来、イギリス帝国各地においてソ連がプロパガンダを展開していることを把握しており、その対抗策が検討されていた。ただし、いかなる対抗策を採用するかについて外務官僚と外相アーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) ら政治家とは温度差があり、その差異が解消されて対共産主義広報政策の展開を決定したのが1948年の IRD 設立だったのである。それとは別に、より反論の少ない形で実施できる領域においては、イギリスの広報政策の変化は一年前に始まっていた。ベヴィンも承認できる方針が「イギリスの投影 (Projection of Britain)」というものであり、他国を非難するものではなく、イギリス的な生活様式を国外において広報するものであった。

1946年5月にIPDの設立が内定した後の詳細な経緯は明確ではないが、1946年8月27日には、ブリティッシュ・カウンシルがその方針について連絡を受け取ったことが明らかになっている²²⁾。また、その方針についてIPDが簡潔に説明したニューズレターも10月17日に作成されており、この段階で小規模ながらIPDが存在していたことが確認できる²³⁾。ただ、IPDが組織としての整備を進めるのは1947年に入ってからであり、それまでの間、世界各地の在外公館ではそれぞれ独自に広報政策を実施していたものと推測される。

この推測については、外務省の広報担当職員らからの聴取を実施したジョン・ブラック (John Black) の著作によって補うことができる。ブラックによれば、MOIが各国在外公館に広報官 (Information Officer) を派遣してイギリスの広報政策に統一性をもたらす方針は、戦後にIPDに引き継がれた²⁴⁾。この広報官が、本国IPDから各国在外公館に対して広報方針を伝達するとともに、現地での広報政策実施にあたってアドバイスをおこなったのである。なお、このブラックの研究は資料的な制約が強い時期のものであるため、IRDについては「特定の問題に関する資料を調査・検討する」機関としており、それが反共広報政策機関であったとは記載していない²⁵⁾。

1950年代にIPD長官を務めたマレットの回想録には、IPDの役割を検討する上で重要な見解が記されている。マレットによれば、IPDは外務省の政治部門と緊密な関係を築いた上で広報政策を展開しなければならないものであった²⁶⁾。そのため、世界の各地域について地域アドバイザー (Regional Advisor) が存在し、IPD長官と広報政策について協議を行った。また、BBCとの間に連絡官が介在しており、その連携を通じて、編集権を有しているBBCに対して補助金を梃子とした影響力の行使が行なわれた。

1947年以降に中央の意思に基づいてIPDが再編される過程は、まさに占領期日本におけるイギリスの広報政策に見出すことができる。UKLIMの広報担当であったH・V・レッドマン (H. Vere Redman) がまとめた報告書が、その考察の出発点である²⁷⁾。それは1946年2月6日から12月31日までの活動をまとめたもので、この業務に関係する報告書としては最初のものになるため詳細な叙述がなされ、これ以降は四半期毎に報告書が作成された。この内容は外務

省内で高く評価され、BBC やブリティッシュ・カウンシルだけでなく、ロイターやタイムズなどのマスコミにも送付され、後に駐日大使となるジョン・ピルチャー (John Pilcher) の分析も付されている。この報告書については別稿にて詳細に検討する予定であるため、ここではその主要な論点だけ記す。

まず、アメリカの広報政策について以下のように分析している。アメリカの広報政策は、第一にそれ以前に存在していた思想統制を除去することを目的とし、第二に西欧的デモクラシーを注入することを目指した。こうした目的を達成するため、GHQ はラジオやプレスなどの報道を通して日本の敗北とアメリカの強さを繰り返し印象付けると同時に、検閲を効果的に利用することで現地の情報発信者に対する影響力も発揮した。日本人は繊細な性質をもつものが多く、その後のデモクラシーの注入においても、味方として「知的な実践者 (informational practitioner)」たちを利用することができた。

しかし、レッドマンによれば、重要なのはそうした達成がイギリスの利益としてどのように評価できるかである。GHQ 職員のなかには日本で「西欧デモクラシー」が売り込まれていると考えている者もいるが、実際に売り込まれているのは「アメリカのデモクラシー」である。もちろん、イギリスが悪い立場にいるわけではなく、日本で報道される外国発のニュースの15%はイギリス発であるし、ドキュメンタリー・フィルムなどの映像資料分野でも無視しがたい存在感を持っている。図書館で利用される新聞・雑誌や図書についてもそれほど見劣りしない。日本市場で流通する書籍については、現時点で31冊の翻訳書が出版されるように手配しており、著作権の管理権も保持している。

こうした状況においてレッドマンが必要と考えたのは、以下の方策であった。それは、第一にイギリスが提供する情報の質を維持すること、第二に地域情勢を把握してそれに合わせた情報を提供すること、第三にイギリスがアメリカの協力者であって競争者でないことを納得させること、であった。1946年についての報告書で示されたこうした方針は、1947年に実施されたさまざまな施策のなかで試されていくことになる。

第三章 日本におけるイギリスの広報政策 (1947年)

占領期日本における広報政策ではアメリカが圧倒的な優位に立っていたが、そうした状況でもイギリスは独自の広報政策を展開しようと模索していた。そうした趨勢は、1947年中に四半期ごとに作成された報告書を分析することで明らかになる。この報告書はイギリスの施策の正確な日時を特定することは難しいが、それでもイギリスの広報政策の全体像をおおむね記録している。形式は、まずはイギリスの広報政策の当該時期の概況を記した上で、個別分野について報告するものとなっている。本稿もまず1947年全体を通した概況を検討することから始めたい。なお、分析にあたってそれぞれの報告書を四期に区分する(1-3月期、4-6月期、7-9月期、10-12月期)。

報告書では各時期における各分野の動向が簡潔にまとめられているが、ここではまず全体に関わる領域について検討する。日本人の対外認識がどのように変化しているかについて、1-3月期には次のように記されている²⁸⁾。日本人の現在のおもな関心は個人としての生き残りに限定されつつあり、国家的・国際的な関心はもはや失われてしまった。とはいえ、アメリカとソ連の対立が浮上していることに無関心ではなく、とくにアメリカの援助が継続して得られるかどうか心配している。一方、「(大東亜) 共栄圏」の試みが失敗してもアジアに関する経済的な希望は死滅しておらず、日本の工業製品の輸出先、食料の輸入先、さらにはアジアでの自由の高まりについて関心をもたれている。なお、知識人は共産主義圏の生活に強い関心を持っている。4-6月期以降は、早期平和条約締結に関心が向いてきていることが特徴となっている。また、インドが独立する見込みについて日本で「祝福」の雰囲気が充満していることを記録しており、日本においてイギリスの経済回復が遅れているという認識がなされていることについて懸念が示されている。

日本の教育界に与えた影響についてもこの報告書は強い関心を示している。1-3月期には、新しい学制の導入が試みられ、新しい歴史教科書が導入されることが記されている。しかし、印刷のための紙が不足しており、新聞社が小型版の新聞を発行することにしたものの、その不足は完全には補われないと予測している。深刻なのは、教育界での公職追放の影響であった。4-6月期に

報告されているところでは、48万9千人が調査され、そのうち12万人にも登る教職員が追放されるか退職した²⁹⁾。このうち1万3千人が再調査を要求しているが、そのうちのわずかな人数しか再調査の予定がなされていない。しかも、右派が排除される一方で左派の排除は限定的で、“赤色”とみなされる教職員は5万人に登ると推測された。こうした状況も影響し、教職員の大規模な不足が懸念されるようになった。

教職員の不足を補うためにも外国人、とりわけイギリス人の英語教師招聘が模索されたが、GHQの慎重さのため進捗が見られなかった。ようやく7-9月期に、以前に申請していたエドモンド・ブランデン (Edmund Blunden) をアドバイザーとして招聘する計画が承認された³⁰⁾。7-9月期にはまた、CIE図書館の名古屋分局が開設され、それが東京や京都と同規模のものとなることが期待された。10-12月期には、民主主義の導入についてアメリカの方針が行き詰まっていると感じられていることが報告されており、それはイギリスにとって「やや明るい」見込みになると認識している³¹⁾。

概況についての考察から分かるのは、1946年についての報告書がそうであったように、アメリカの影響力が圧倒的に大きいなかで、イギリスの影響力の確保を模索していることである。そして、アメリカの方針に不満を抱えているらしいことも、その記述から明らかである。

映画

1947年を通して影響を与えたと記されているのは、1946年12月5日に発行された「回状12条」である。これによって検閲に関するGHQの権限が確立され、アメリカ以外の国が日本で独自に広報活動を展開することが難しくなった。その影響はアメリカの広報政策自体にも変化をもたらしており、アメリカのいかなる企業もGHQの許可無く活動できなくなった。そうした状況でイギリスは、毎月フィーチャーフィルムを5本、ニュースリールを4本作成した。

また、4-6月期には英連邦映画会社 (British Commonwealth Film Corporation) 参入を申請し、ノーマン・ウェストウッド (Norman Westwood) が代理人となった。ただし、ウェストウッドは着任後すぐに喉頭癌と診断されてアメ

リカで療養し、帰任したのは10-12月期であった。この期間の当初において、イギリスの商業映画はまったく放映されず、イギリス政府の教育的映画がCIEに提供されるのみで、それが各地域で占領軍が放映することがあった。そうした状況は徐々に変化し、英連邦軍の占領地域では独自に放映する機会も作られた。5月24日の夜、英連邦軍の映画館ピカデリーで、『勝利の行進 (Victory Parade)』と『真の栄光 (The True Glory)』が放映されたことが記録されている。また、12月にはエリザベス2世の結婚にまつわる記録映画を放映し、占領軍の高官だけでなく、天皇や片山首相らを招いたことが記録されている。

プレス

日本の報道界については1946年についての報告書で次のように記されていた。第二次世界大戦後の日本において国家によるニュース会社は存在しておらず、共同通信がほぼ独占的な運営を行っていた。とくに海外ニュースに関してその傾向が強く、海外のすべてのニュース会社は共同通信と契約を結んでいた。新聞としては東京で朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞などの全国紙のほかに、地方紙も発行を始めていた。英字日刊新聞は四紙あり、ニッポン・タイムズ (Nippon Times : 現 Japan Times、発行部数6万部)、マイニチ英語版 (Mainichi English edition、6万部)、米軍の新聞である星条旗新聞 (Stars and Stripes、7万部だが、退役軍人向けは2千部)、英連邦占領軍の日刊新聞であるBCON (British Commonwealth Occupation News、1万2千部だが、退役軍人向けに800部) だった。ただし、GHQによる検閲がなされており、占領軍の統治に不都合と思われるものは連合軍の報道であっても制約が加えられた。

この報告書が関心を持っているものの一つに検閲制度がある。1947年4-6月期の報告では、来日したアメリカ人権連盟のロジャー・N・ボールドウィン (Roger N. Baldwin) が検閲制度全般を批判したことを記している。ボールドウィンは離日前に日本に人権連盟 (Civil Rights Association) を設立した。

また10-12月期の報告では、それまでの事前検閲に代わって事後検閲が定着しつつあることを報告している。それは、GHQのPPDが日本人の実施者に催促していく方式 (prodding tactics) であり、いまや「Japan Publishers Association」

や「Japan Publishers and Editors Association」が民主主義的方式を促進する上で重要な役割を果たすようになったとしている。

イギリスからの広報資料を日本で流通させる上でとりたてて悪い環境にあったわけではないが、それらはまず CIE に提供しなければならなかった。特に COI が作成した『*British Digest*』がアメリカにも重宝されたという。そのため、イギリスのニュースが日本で知られるのは、ロイターを通じたものが一番多かった。日本で報道される海外ニュースの一割はロイター経由のものであった。イギリスからみて、それらがイギリスにとって都合のよいものとは言えなかったが、アメリカの視点が強いアメリカの海外ニュースよりは望ましいものとされた。こういった状況はその後も継続したようで、1947年10-12月期の報告でも同様の内容が記されている。

こうした状況にあったところ、1-3月期には、長谷川才次が社長を務める時事通信が急成長していることが報告されている。また、人民新聞（週刊）や社会新聞（週2回刊行）などの社会主義的新聞が登場しているほか、政治色のない夕刊として新報知が人気があることも報告されている。ただ、紙不足の状況が継続しており、それ以外に新たな新聞が登場することはなかった。一方で BCON の売れ行きがよく、1-3月期に退役軍人向けに1500部となり、4-6月期には夕刊を発行するようになった。7-9月期には、公職追放によって出版社から23名が追放され、その中に『改造』や『中央公論』関係者が含まれていることが報告されている。

出版物に関してはかなり詳細な報告がなされている。定期刊行物の新たな発行はめざましく、1-3月期には46冊、4-6月期には100、7-9月期には68、10-12月期には40であった。イギリスの翻訳書の出版も盛んで、4-6月期には15冊、7-9月期には17冊の翻訳と6冊の学術書が出版された。10-12月期にはイギリスの著作権のある翻訳書が4冊出版されたが、いずれも回状12条が発布される以前に決定されたものだった。また、イギリスに関係する著作としては、1-3月期には河合栄治郎『イギリス労働党のイデオロギー』、4-6月期には高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』が出版されたことが記されている。

1-3月期にはレッドマンが望ましいとする書籍について記されている。それによれば、印象的な名前の著者による『民主主義はどのように機能するか (*How Democracy Works*)』のような著作で、ロシアを含めて主要諸国の民主主義を論じたものであった。そして、イギリスの民主主義を賞賛するものというよりは、異なる国の異なる事情のもとで民主主義的制度を利用することで「幸福」を実現することを良しとするものであった。

商業的な書籍販売が不可能な状況が続いているため、8月にイギリスの出版者協会 (Publisher's Association) のジャクソン・マーシャル (Jackson Marchall) が来日したが、先が読めないとされた。翻訳権の申請は、4-6月期にはイギリス499件、アメリカ484件、フランス377件、ロシア306件、そのほか183件、7-9月期はイギリス134件、アメリカ89件、フランス135件、ドイツ148件、ロシア52件であった。10-12月期については誤写があったのか、7-9月期と全く同じ報告がなされている。

回状12条に合致するような推薦書のリストを英米で作成することになったが、アメリカが積極的でないこともあってなかなか進捗しなかったとされる。レッドマンは翌1948年になるとさらに精力的にイギリスの書籍を日本に紹介する活動を展開することになるが、ここでは全体像をとらえる一助としてこの推薦書リストを以下に列挙する。イギリスの提案として出されたのは、4-6月期には E. W. MacBride 『*Huxley*』、Montague Weekley 『*William Morris*』、Francis Birrell 『*Gladstone*』、Maurice W. Thomas 『*The English Heritage*』、W. Kenneth Richmond 『*Education in England*』、R. W. Moore 『*Education Today and Tomorrow*』、Michael Kaye 『*Child Welfare outside the School*』、Francois Lafitte 『*Britain's Way to Social Security*』、『*Home and Family Life*』 (S.C.M. Press Pamphlet)、Mary Agnes Hamilton 『*Women at Work*』、Sir Alexander Fleming 『*Penicillin: Its Practical Application*』、G. M. Trevelyan 『*English School History*』、T. Raymont 『*Modern Education*』、W. T. Wells 『*How English Law Works*』、Betty Wallace 『*World Labour Comes of Age*』、J. H. Warren 『*The English Local Government System*』 が提示され、7-9月期に追加されたのは、Muller 『*C. P. Scott*』、Nelson 『*Citizens All*』、Duckworth 『*Florence Nightingale*』 であった。

10-12月期には Strsthearn Gordon 『*Our Parliament*』が追加された。

レファレンス

イギリスが印刷に力を入れたのが、配布資料やハンドブックなどの小冊子であった。それは、イギリスの歴史や出来事などを簡潔にまとめた文章を集めたもので、それを CIE や BCOF を通じて配布し、その一部を切り取って毎日新聞や定期刊行物などの印刷物に利用されることで、多くの人に手軽に閲覧されることを目的としたものであった。1-3月期の報告書では、アメリカは圧倒的な情報量を持ちつつも「我々のようなコンパクトに」仕上げていないと分析している。そして、「我々は自身のやり方にこだわって業務を続けるべきで、量に関してアメリカと競おうとすべきではない」と結論している。4-6月期以降はこの項目に『*Who's Who*』や『*Whitakers'*』、『*Dictionary of National Biography*』が記されており、イギリスは辞典類に強みがあると認識していたことがわかる。

それ以外に、展示会などの催しで写真などによって広報する業務についても触れているが、イギリスが主催することはできず、CIE に展示を依頼しなければならないため、あまり有益な領域とは考えられないとしている。

ラジオ

ラジオについてはアメリカの統制が強く、イギリスにできることは、CIE に対して特集番組の放送を提案することしかなかった。BBC の放送については、日本での受信機が少ないこともあってリスナーはかなり限られていた。

この状況は1947年を通して変わらなかったが、それに関連してモニタリング業務において問題があった。4-6月期から BBC を始めとしたイギリスの報道を情報源とするニュース報道が日本で見られるようになり、イギリス当局としてはそれを良い兆候と捉えていた。しかし、7-8月期には日本のモニタリング会社であるラジオプレスが提供する内容にイギリスの報道が多いことをイギリス報道界が問題視したのである。その結果、10-12月期には、BBC やロイターなどの情報源を明記することになり、情報源を記さずに情報を編集して提

供するやり方は中止された。BCONはこのやり方を好んでいたが、それができなくなったことが記されている。

訪問者・講師

人材交流は、その直接的な接触を通じた影響力がある点と、またそれが報道されることによって持つ影響力がある点で、きわめて高く評価されており、詳しく記載されている。

1-3月期に訪日した人々の中で、特に説明を加えているのは次の人々である。ブラウン教授 (Professor Brown) はオーストラリアの教育者であるが、オーストラリアの今日の民主主義が母国イギリスに負うところが大きいと話し、大きな効果を持った。ブラウンより会った人数は少ないが、サー・スタントン・ヒックス (Sir Stanton Hicks) も同じような効果を持った。カーティス主教 (Bishop Curtis) は聖公会上層部との会合だけに参加した。フェスティング将軍 (General Festing) が来日した際には美術に興味を持った。世界労働組合連盟からアーネスト・ベル (Ernest Bell) が来日し、強い印象を残した。

4-6月期で特筆されているのは、ジャーナリストのヴァーノン・バートレット (Vernon Bartlett) である。彼が高くするイギリスのジャーナリズムは、日本の関係者に強い印象を残した。7-9月期でもっとも印象を残したのは、オーストラリア副首相のE・V・エヴァット (E. V. Evatt) であった。10-12月期の記録には、ジョン・ピルチャーがGHQのアメリカ人にイギリスの近況を伝えただけでなく、日本人とも接触したことが記されている。また、この時期にはマルコム・マガリッジ (Malcolm Muggaridge) が来日した。

また、この期間を通して各地域で講演会が開催され、レッドマンはそのうち20回以上を担当している。タイムズのフランク・ホーレー (Frank Hawley) がこれに次ぎ、それ以外にデイリー・ヘラルド (Daily Herald) のヘッセル・ティルトマン (Hessell Tiltman) が担当することもあった。この二人は1930年代から日本で活動したジャーナリストであり、戦時中に日本を離れたあと、ティルトマンは1945年9月に、ホーレーは1946年7月に再来日していた³²⁾。

レッドマンの報告を受けたカークパトリック (Kirkpatrick) は、その報告を

高くしたうえで、ブリティッシュ・カウンシルの活動を再開することと、イギリス人英語教師の再訪日を許可するよう GHQ に要求することを提案した³³⁾。

インフォメーション・センターと図書館

この時点でイギリスのインフォメーション・センターは存在しなかったが、CIE が東京と京都にインフォメーション・センターを運用しており、そこにイギリスとフランスの書籍が配架された³⁴⁾。7-9 月期には名古屋にも図書館が開設されたほか、10-12 月期には、その図書館が全国 17ヶ所まで拡大される計画があることが明らかにされた。

注目される動きとしては、1-3 月期に報告された日本アジア協会の復興がある。レッドマンは戦前から続くイギリスの東洋学の蓄積を背景としてこの協会との関与を深めるべきと考えており、カナダのハーバート・ノーマン (E. H. Norman) からもレッドマンの見解に同意していると記している。この動きについてはアメリカの同意もあり、ニュージェント (D. R. Nugent) や情報担当官のドン・ブラウン (Don Brown) も認めていた。最初の年次会合は、ノーマンを議長としてカナダ公使館で開催されたという。ノーマンは 1946 年 8 月にカナダ外交代表として来日しており、この 1947 年には『日本における近代国家の成立』や『日本における兵士と農民』の日本語訳を出版し、日本研究者としての地位を確立した³⁵⁾。

また、当時の国際文化振興会理事長だった加納久朗子爵に言及している。加納は、第二次世界大戦前は横浜正金銀行のロンドン支店長としてながくイギリスに滞在し、駐英大使吉田茂らとともに日英戦争の回避に奔走した人物であった³⁶⁾。戦後は終戦連絡中央事務局次長に就任したが、その勤務時期はわずか数ヶ月に過ぎず、1946 年 8 月に公職追放となった。この報告書が書かれた 1947 年には追放は解除され、国際文化振興会理事長に就任していることを記している³⁷⁾。

終章

1946 年にイギリスが日本で広報政策を開始した時点で、アメリカによる広

報政策はすでに基盤の構築が終わっていた。そのうえで他の連合国による広報政策には警戒心を示し、また実際に大きく制限した。アメリカとの良好な関係を築いていた当時のイギリスにとってさえ、自由な広報政策を日本で展開することは許されなかった。

そのように制限された環境の中でも、本稿で検討したようにイギリスは独自の広報政策を日本で展開しようと模索した。その領域は映画・プレス・レファレンス・ラジオ・人材交流・図書館などに及び、アメリカが展開した広報政策と同じ範囲に展開されていたものと評価できる。ただし、その全領域においてアメリカに対抗することはできないという判断も同時に存在しており、アメリカと競合しないよう、かつそれをうまく利用できるよう、効果的な広報政策を展開することを模索していた。

とはいえ、本稿で考察したのは1947年における情報政策局の活動であり、占領期日本におけるイギリスの広報政策の一部にしか過ぎない。それ以前にレッドマンを中心に展開された広報活動と、それ以降に情報調査局によって展開される広報活動は、それぞれ別稿において考察する予定である。本稿で検討した内容をイギリス広報政策全体のなかで位置づけることは现阶段では依然として難しいため、ここでは1947年に限定した結論をもって考察を終えることとしたい。

謝辞

この論文は科研費基盤研究(C)「アジアにおけるイギリスの広報政策—外務省情報調査局の活動を中心に—」による研究成果の一部である。

注

- 1) 奥田泰広「占領期日本と英連邦軍 イギリス部隊の撤退政策を中心に」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）第52号（2020年）。
- 2) 奥田泰広「マラヤ緊急事態とイギリスのプロパガンダ政策 シンガポールにおける情報調査局の活動」『情報史研究』第9号（2018年）など。
- 3) 江藤淳『閉ざされた言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』（文芸春秋、1989年）。
- 4) 土屋由香『親米日本の構築 アメリカの対日情報・教育政策と日本占領』（明石書店、2009年）、9頁。

- 5) 土屋『親米日本の構築』、77頁。
- 6) 賀茂道子『ウォー・ギルト・プログラム GHQ 情報教育政策の実像』(法政大学出版社、2018年)、76頁。
- 7) 有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』(柏書房、1996年)、56頁。
- 8) 山本武利『GHQ の検閲・諜報・宣伝工作』(岩波書店、2013年)、14頁。
- 9) モニカ・ブラウ『検閲 禁じられた原爆報道』(精興社、1988年)、54頁。
- 10) 北村洋『敗戦とハリウッド 占領下日本の文化再建』(名古屋大学出版会、2014年)、44-45頁。
- 11) 北村『敗戦とハリウッド』、82-84頁。
- 12) 増田弘『マッカーサー フィリピン統治から日本占領へ』(中央公論新社、2009年)、344頁。
- 13) 賀茂『ウォー・ギルト・プログラム』、195頁。
- 14) 北村『敗戦とハリウッド』、109頁。
- 15) イギリス広報政策の全体像を描く Philip M. Taylor, *British Propaganda in the Twentieth Century: Selling Democracy* (Edinburgh University Press, 1999) も IPD よりも IRD の設立に注目している。
- 16) Memo by A. R. Dudley, 31 December 1945, FO366/1757, The National Archives, Kew [hereafter TNA].
- 17) Marjorie Ogilvy-Webb, *The Government Explains: A Study of the Information Services* (George Allen and Unwin Ltd, 1952), p. 67.
- 18) Sir F. Clark, *The Central Office of Information* (Allen and Unwin, 1970), 172.
- 19) David Welch, *Protecting the People: The Central Office of Information and the Reshaping of Post-War Britain, 1946-2011* (British Library, 2019), p. 15.
- 20) Sir Robert Marett, *Through the Back Door: An Inside View of Britain's Overseas Information Services* (Pergamon Press, 1968), 127.
- 21) W. I. Mallet to A. J. D. Winnifrith, May 24, 1946, FO366/1757, TNA.
- 22) British Council to Foreign Office, 30 August, 1946, FO930/496, TNA.
- 23) Information Policy Department, "Information Newsletter No. 4," 17 October, 1946, FO930/496, TNA.
- 24) John B. Black, *Organising the Propaganda Instrument: the British Experience* (Martinus Nijhoff, 1975), pp. 15-19.
- 25) Black, p. 20.
- 26) Marett, p. 172.

- 27) “Report on Information Work at H.M. Embassy, Tokyo, February 6 to December 31, 1946,” FO953/45, TNA.
- 28) “Report on Information Work at H.M. Embassy, Tokyo (January 1 to March 31, 1947),” FO953/45, TNA.
- 29) “Report on Information Work at H.M. Embassy, Tokyo (April 1 to June 30, 1947),” FO953/45, TNA.
- 30) “Report on Information Work at H.M. Embassy, Tokyo (July 1 to September 30, 1947),” FO953/45, TNA. ブランデンは戦前に東京帝国大学で英文学を教授した詩人であった。エドモンド・ブランデン『さよなら日本』（角川新書、1957年）、163頁。
- 31) “Report on Information Work at H.M. Embassy, Tokyo (October 1 to December 31, 1947),” FO953/346, TNA.
- 32) 横山學『書物に見せられた英国人 フランク・ホーレーと日本文化』（吉川弘文館、2003年）、97頁、ヘッセル・ティルトマン『伝説の英国人記者が見た日本の戦争・占領・復興 1935-1965』（祥伝社、2016年）、224頁。
- 33) Kirkpatrick to A. D. F. Gascoigne, 17 March, 1947, FO953/45, TNA.
- 34) CIE インフォメーション・センター（図書館）は、のちにアメリカ文化センター（American Cultural Center）、アメリカン・センター（American Center）と改称して現在に至る。渡辺靖『アメリカン・センター アメリカの国際文化戦略』（岩波書店、2008年）、31-38頁。
- 35) 工藤美代子『悲劇の外交官 ハーバート・ノーマンの生涯』（岩波書店、1991年）、184-210頁。
- 36) 加納久朗の占領期の活動については高崎哲郎『国際人・加納久朗の生涯』（鹿島出版会、2014年）、168-171頁。
- 37) Kirkpatrick to A. D. F. Gascoigne, 17 March, 1947, FO953/45, TNA.